一般社団法人日本高等教育学会入会の基準に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 20 条第 1 号に基づき、入会基準について定めることを目的とする。

（正会員の審査基準）

第２条　一般社団法人日本高等教育学会会則（以下、「会則」とする）第 4 条第 1 項に基づく、一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の正会員は、次のいずれかの要件を満たし、正会員又は名誉会員 2 名以上の推薦をもとに、理事会の承認を得た者とする。

（１）高等教育を研究課題とし、大学又は短期大学等の高等教育機関もしくは高等教育関係機関の教職員の職にある者

（２）前号以外の者で、高等教育についての関心が高く、学士課程及び大学院課程に在学する者、又は同課程を修了した者

（３）その他、かつて大学又は短期大学等の高等教育機関の教職員の職にあった者、高等教育に関する研究者、行政関係者、報道関係者等で前 2 号の者と同等の経験や見識を有し、本会の活動に寄与することが期待できる者

（法人会員の審査基準）

第３条　会則第 4 条 2 項に基づく法人会員は、次のいずれかの要件を満たし、正会員又は名誉会員 2 名以上の推薦をもとに、本会の活動に寄与することが期待できるとして理事会の承認を得た組織とする。

（１）高等教育機関

（２）高等教育機関内の一部局として認められる単位の組織

（３）高等教育に関係する機関・団体等であり、本会の活動に寄与することが期待できる組織

（その他）

第４条　その他、入会審査について必要な事項は理事会において別に定める。

（規程の改廃）

第５条　この規程の改廃は、代議員総会において行う。

附則

この規程は一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。